

土地の登記に係る 登録免許税の改正に関するお知らせ

土地の登記に係る登録免許税に関する特例措置が改正されたので、お知らせします。

土地の売買による所有権の移転等の登記に係る登録免許税について、税率の見直しを行った上で適用期限が3年延長されました(租税特別措置法第72条)。

登記の種類	本則	特例措置			
		改正前	改正後		
		H18.4.1 ～ H20.5.31	H18.4.1 ～ H21.3.31	H21.4.1 ～ H22.3.31	H22.4.1 ～ H23.3.31
土地の売買による 所有権の移転の登記	2.0%	1.0%	1.0%	1.3%	1.5%
土地の所有権の 信託の登記	0.4%	0.2%	0.2%	0.25%	0.3%

(注) この措置は、「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律」により、その適用期限が平成20年5月31日まで延長されていましたが、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成20年4月30日成立)により改正され、上記のような措置となりました。